

岡崎市 総合雨水対策計画

～大雨から“いのち”と“暮らし”を守る～



平成28年7月

はじめに

本市は、平成 12 年の東海豪雨と平成 20 年 8 月末豪雨（8 月末豪雨）により甚大な被害を受けました。

特に、8 月末豪雨では 1 時間当たりの雨量が 146.5mm という猛烈な大雨となり、河川や下水道の能力を超える雨水が一気に溢れ出たことによって、市内全域で多くの家屋が浸水するとともにお二人の方が犠牲になられるといった大変痛ましい災害となりました。

このような被害を再び発生させないため、翌 21 年度からは県と連携して河川改修や下水道の雨水ポンプ場整備など緊急的な水害対策を実施し、県が目標とする規模の降雨に対する安全性の向上を図ってまいりました。

しかし、平成 27 年 9 月に茨城県の鬼怒川で発生した大水害のように気候変動による大雨の頻度が全国的に増加傾向にあります。このような大雨については、国からも「今後、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想され、行政や住民などの各主体が『施設で防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの』へと意識を変え、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある」との考えが示されています。

本市では、8 月末豪雨災害を機に『災害に強く安全で安心して暮らせるまち』の実現を目指して、平成 24 年 10 月に「防災基本条例」を制定しました。この中で「自助」「共助」「公助」を防災の基本理念として市民・事業者と市が協働し、浸水の防止や雨水流出抑制に努めるものとしています。

これらのことから、今後本市が取り組むべき雨水対策を示すものとして、「岡崎市総合雨水対策計画」を策定し、大雨から“いのち”と“くらし”を守るため、市民・事業者のみなさまと力を合わせて市内全域で総合的な雨水対策を推進してまいります。

目次

第1章 総合雨水対策計画とは	1
1-1 趣旨	1
1-2 対象水害	3
1-3 位置付け	3
第2章 雨水対策の考え方	4
2-1 水害発生要因の分析	4
2-2 対策の現況	8
2-3 国の豪雨対策の考え方	10
2-4 雨水対策の方向性	11
第3章 基本理念と計画目標	12
3-1 基本理念	12
3-2 計画目標	12
第4章 基本施策	13
4-1 4つの柱	13
4-2 施策とプロジェクト	16
◆用語解説	22

第1章 総合雨水対策計画とは

1-1 趣旨

(1) 水害の変化

<昔>

かつての河川は、川幅が狭く大雨が降ると氾濫がしばしば発生していました。そのため、人々は河川沿いを避けて、高台や盛土をして住宅を建てるなど、自ら工夫して水害から身を守っていました。

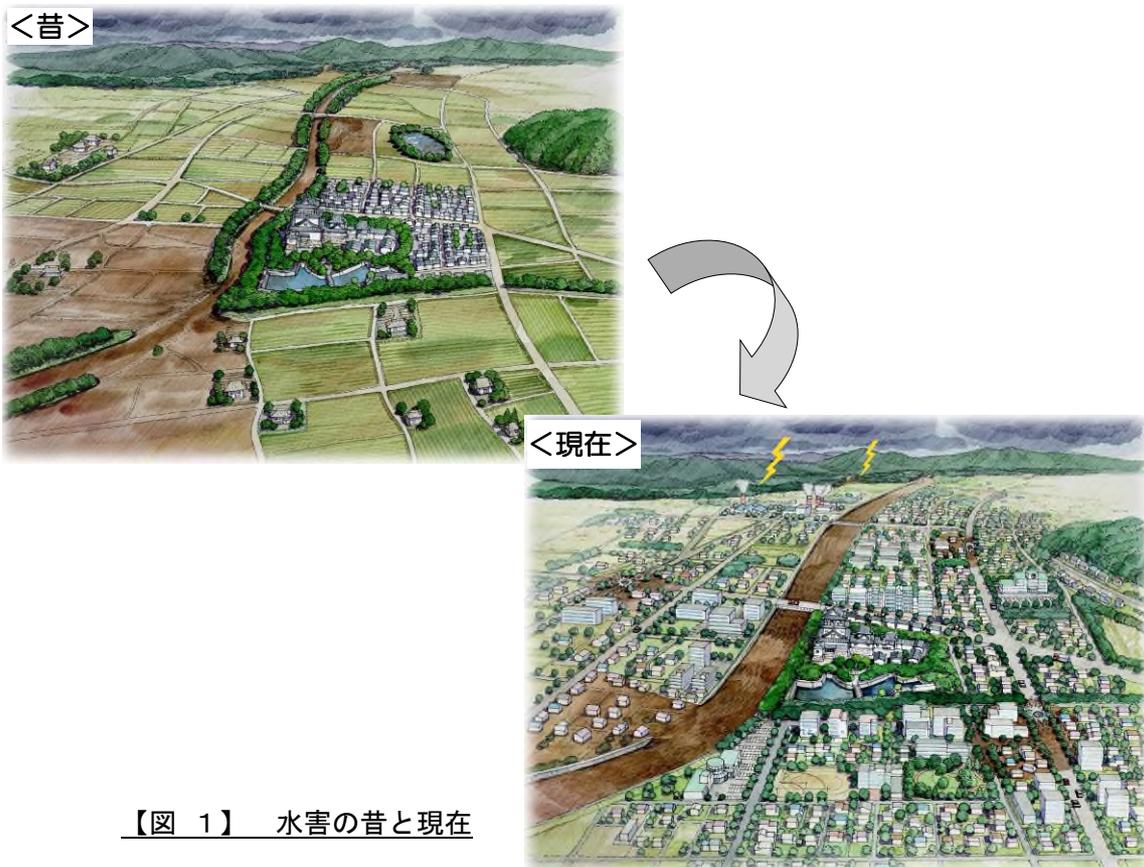
<現在>

人口の増加に伴う都市化の進展とともに、河川の改修、雨水管や雨水ポンプ場などの施設整備が進み、ある一定規模までの降雨に対する安全性は確保されてきました。

しかしながら、農地や山林、緑地などが減少し、屋根や舗装された道路に覆われたことで、雨水が地中に浸透しにくくなり、河川に流れ出る雨水が増加・集中しやすい状況となりました。また、河川沿いの低地や窪地にも人々が多く住むようになるなど、浸水被害が発生しやすい状況へと変化しています。

さらに近年では気候変動によりこれまで経験したことのない大雨が全国的に増加しており、甚大な浸水被害の危険性は年々高まっています。

※ 平成12年の東海豪雨や8月末豪雨により甚大な被害が発生しました。



【図 1】 水害の昔と現在

(2) これからの大雨に対する考え方

河川・下水道の整備については、引続き国・県と連携しながら計画的に進めます。

しかし、地球規模の気候変動により増加している、かつて経験したことのないような大雨に対しては、今日まで行ってきた河川・下水道の整備といったハード対策だけで対処することは困難です。

これらの大雨に対しては、従来のハード対策に加え減少している土地の貯留・浸透能力を復元させるための雨水貯留浸透施設の整備推進、どの程度の雨でどの地区がどれ程浸水するのかを示す水害リスクの見える化、自助による水害防止対策（住宅嵩上げ、止水板設置など）の推進、災害時の情報提供や地区単位の避難力の強化などのソフト対策を組み合わせた総合的な雨水対策に、市民・事業者と市が力を合わせて取り組む必要があります。

本計画は、このように今後展開する雨水対策を整理するとともに、市民・事業者と市が各々の役割・責務を認識し、相互に協力・連携して取り組むことを目的としています。



【図 2】 総合雨水対策計画のイメージ

1-2 対象水害

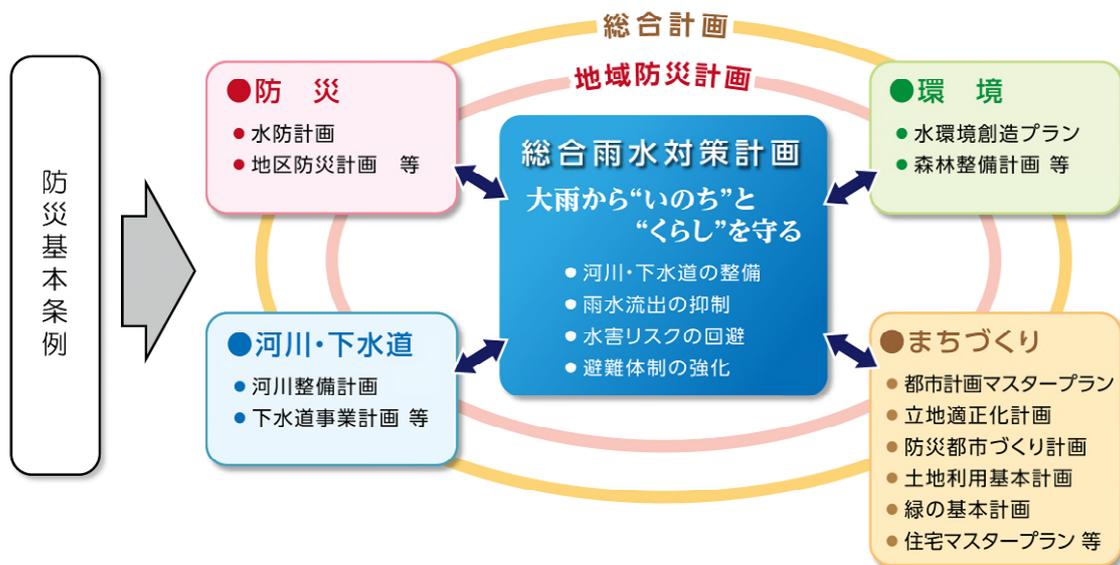
本計画は、岡崎市全域における中小河川の越水・溢水及び内水氾濫による水害を対象とします。

- ※1 国が管理している矢作川の外水氾濫や、県が管理している中小河川における堤防決壊については本市の管理下にならないため、本計画の対象外とします。
- ※2 大雨による災害としては、土砂災害もあります。土砂災害は本計画の対象としませんが、土砂災害ハザードマップなどを参考に警戒が必要です。

1-3 位置付け

第6次岡崎市総合計画／後期基本計画では、緊急的に行われた雨水インフラ整備の効果を踏まえた超過降雨への対応を関係機関と十分な調整をもって、積極的な水害対策事業を進める期間と位置付けています。

この方向性を踏まえ、本計画は「地域防災計画」の下、防災、環境、まちづくり等の各分野計画と連携した計画とします。



【図 3】 総合雨水対策計画の関連計画

第2章 雨水対策の考え方

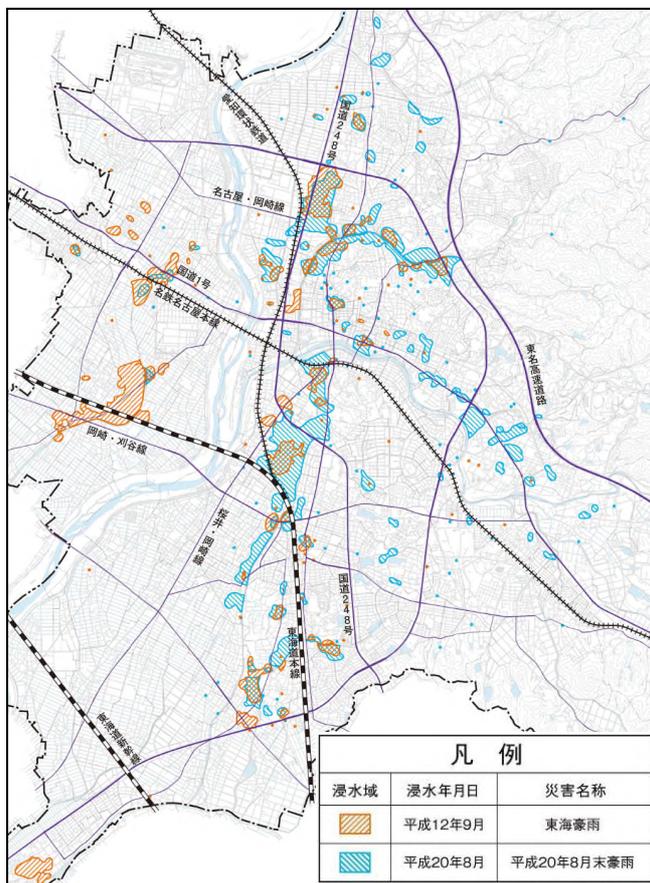
2-1 水害発生要因の分析

(1) 東海豪雨と8月末豪雨

平成12年の東海豪雨と平成20年の8月末豪雨により甚大な被害を受けました。

東海豪雨では上流域で降り続いた雨によって矢作川の水位が、堤防を乗り越える程まで上昇したため排水不良となり、矢作地区を中心とした低地などの広い範囲で床上浸水414棟、床下浸水1,201棟の浸水被害が発生しました。

8月末豪雨では、時間雨量146.5mmという猛烈な大雨が降り、低地の内水氾濫や中小河川の外水氾濫が発生し、お二人の方が犠牲となりました。また、床上浸水1,110棟、床下浸水2,255棟の浸水被害が発生しました。



※この地図は家屋等被害状況を基に作成しています。

【図4】 東海豪雨と8月末豪雨の浸水実績図



市内の浸水状況（伊賀町）



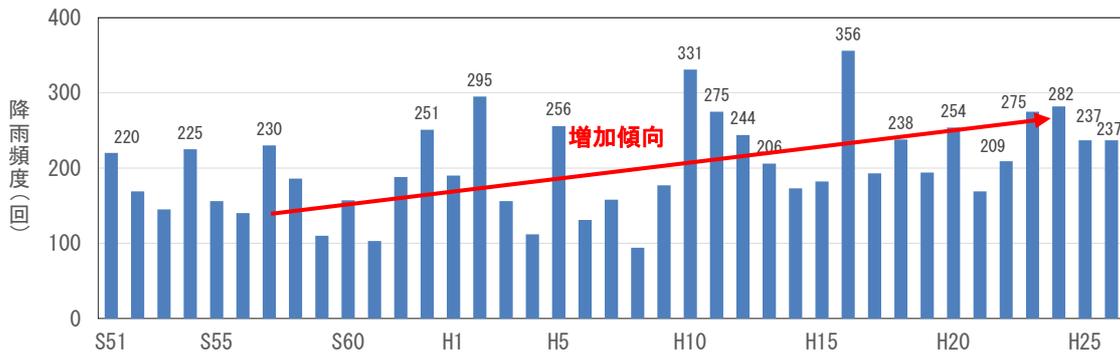
伊賀川

【図5】 8月末豪雨の状況

(2) 降雨の変化

近年では、河川や下水道の一般的な整備水準である5年確率降雨(時間最大雨量50mm程度)を超える大雨の頻度が増加傾向にあります。

また、全国各地で「これまでに経験したことのないような大雨」により、大規模な水害や土砂災害が毎年のように発生しています。



【図 6】 全国の時間最大雨量 50mm を超える降雨頻度の状況

【表 1】 全国の主な災害と降雨状況（東海豪雨以降）

発生年	豪雨名	時間最大雨量	総雨量	概要
平成 12 年 (2000 年)	東海豪雨	114 mm	1,090 mm	東海地方で記録的な大雨、7万棟が浸水。名古屋市で日降水量 428mm。
平成 16 年 (2004 年)	平成 16 年 7 月福井豪雨	96 mm	435 mm	福井県や岐阜県で大雨。
	平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨	63 mm	431 mm	新潟県中越地方や福島県会津地方で記録的な大雨。
平成 18 年 (2006 年)	平成 18 年 7 月豪雨	92 mm	1,281 mm	長野県、鹿児島県を中心に九州、山陰、近畿、北陸地方の広い範囲で大雨。
平成 20 年 (2008 年)	平成 20 年 8 月末豪雨	147 mm	475 mm	愛知県を中心に東海・関東・中国および東北地方などで記録的な大雨。
平成 21 年 (2009 年)	平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨	116 mm	702 mm	九州北部・中国・四国地方などで大雨。
平成 23 年 (2011 年)	平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨	121 mm	712 mm	新潟県や福島県会津で記録的な大雨。
平成 24 年 (2012 年)	平成 24 年 7 月九州北部豪雨	108 mm	817 mm	九州北部を中心に大雨。
平成 26 年 (2014 年)	平成 26 年 8 月豪雨	101 mm	502 mm	西日本から東日本の広い範囲で大雨。
平成 27 年 (2015 年)	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	76 mm	648 mm	関東、東北で記録的な大雨。



平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（鬼怒川）

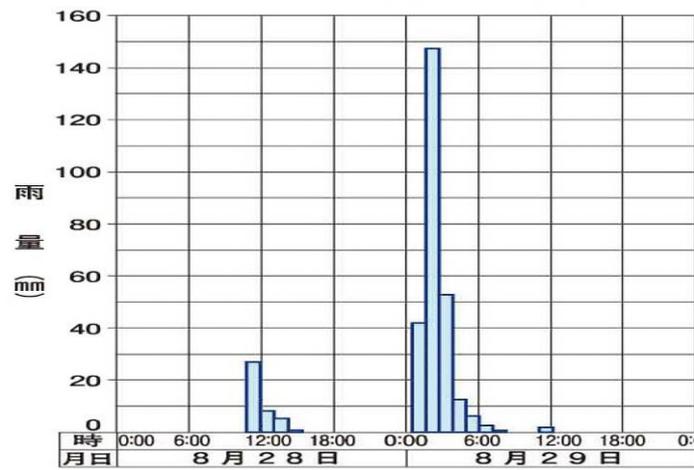


平成 26 年 8 月豪雨（広島市）

出典：国土地理院ウェブサイト



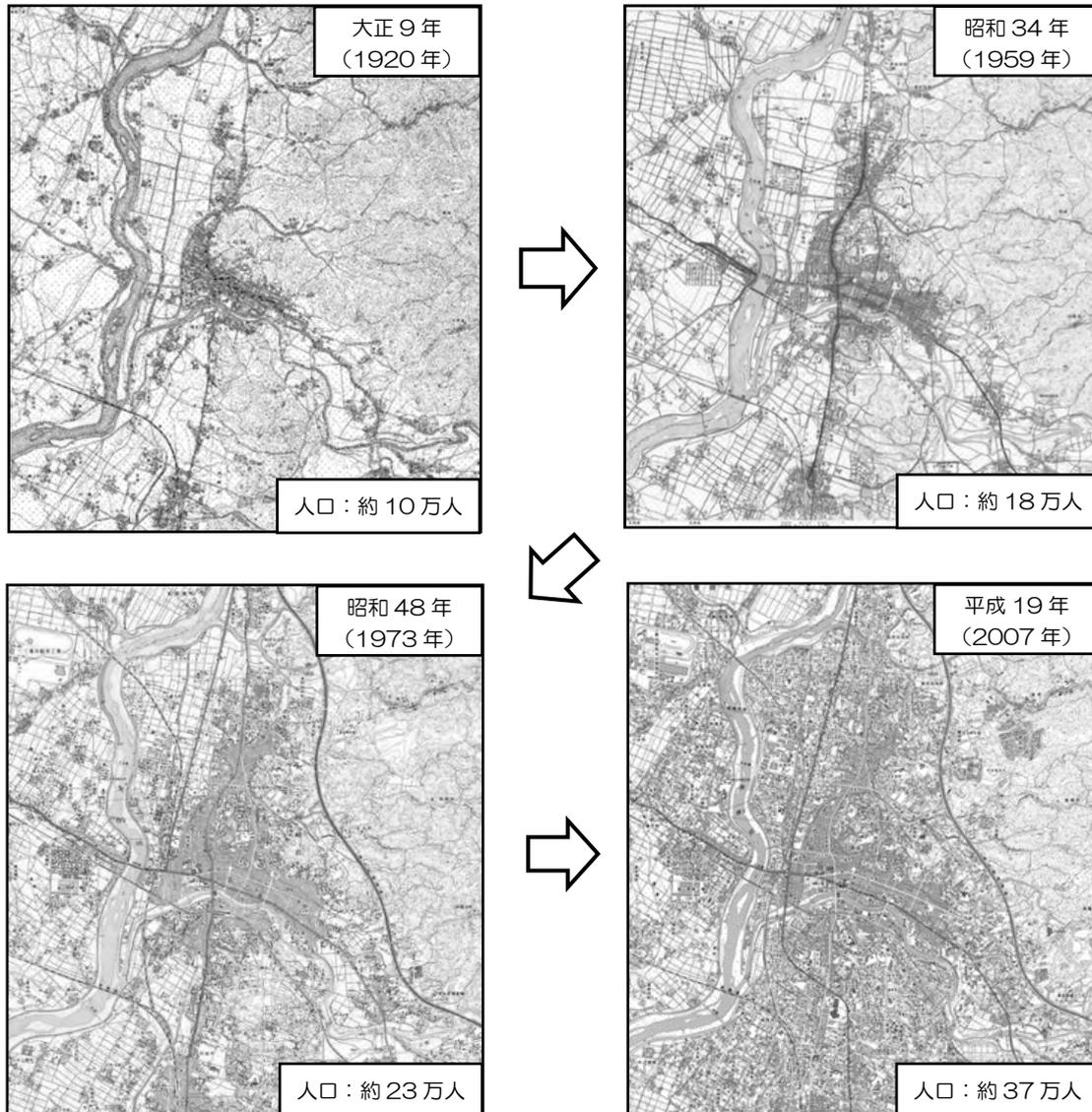
【図7】 岡崎市の1時間あたり降雨量の状況(年間最大)



【図8】 8月末豪雨の時間雨量図

(3) 土地利用の変化

人口の増加や産業の発展など、社会状況の変化に伴い土地利用の高度化が進んだことで雨水を貯留・浸透させる能力のあった農地や森林などの面積は年々減少しています。



出典：国土地理院（2万5千分の1地形図を加工）
：国勢調査（現岡崎市域に基づき算定）

【図 9】 土地利用の変化

(4) 水防災意識の変化

かつての河川は、川幅が狭くて堤防も弱く大雨が降るとしばしば浸水被害が発生していました。そのため、人々は水害を「我がこと」として捉え、河川沿いへの居住を避けたりするなどこれに自ら対処しようとする意識が根付いていました。

その後、河川や下水道などの施設整備が進むことで一定の規模までの大雨については、川の氾濫など水害発生が減少しました。このために、水害は施設整備で防げるものという意識に変わってしまいました。

2-2 対策の現況

(1) 河川・下水道の整備

<河川整備>

矢作川は国が、乙川や伊賀川、広田川などの一級河川は愛知県が、その他の準用河川や排水路は本市が、それぞれの基準や目標に基づいて整備を進めています。

8月末豪雨以降は、大きな浸水被害が発生した伊賀川、鹿乗川、広田川、砂川、占部川の5河川について、平成21年度から床上浸水対策特別緊急事業により緊急的な河川改修を行ってきました。

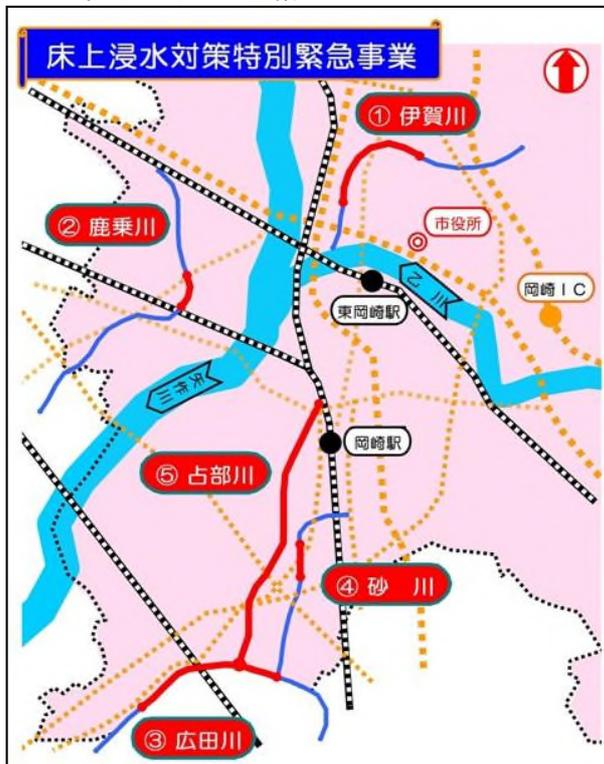
しかし、整備水準や目標に基づく全ての河川の整備を完了させるまでには、まだまだ多くの時間が必要です。

<下水道整備>

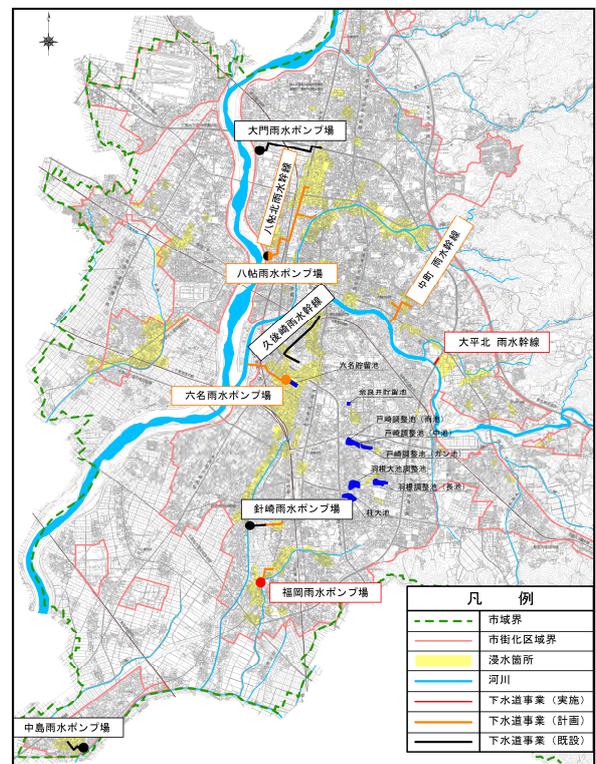
下水道事業では、市街地に降った雨を速やかに河川などへ排水するための雨水管の建設や低地に集まった雨水を強制的に排水できるよう雨水ポンプ場の建設などを行っています。

特に8月末豪雨以降は、雨水ポンプ場の新設や増強を始めとし、排水能力を高めるための雨水バイパス管や雨水貯留施設の建設を重点的に進めています。

○床上浸水対策特別緊急事業による市内5河川の整備



○下水道整備状況



【図10】 岡崎市内における河川・下水道整備の取り組み

(2) 雨水流出の抑制

河川や下水道に流れ出る雨水の量を抑制するため、雨水貯留浸透施設の設置を推進しています。

<雨水貯留浸透施設の設置>

東海豪雨や8月末豪雨などで大きな被害が発生した伊賀川、鹿乗川、占部川などの流域では、雨水の河川への流出を抑制するため、公園や学校などの公共施設に雨水貯留浸透施設の設置を行いました。



六名貯留池（六名公園）



地下貯留浸透施設（矢作北小学校）

【図 11】 雨水貯留浸透施設

<雨水貯留浸透施設の設置指導>

「岡崎市宅地開発技術指導基準」を定め、開発区域が5ha以上の開発行為に対し、原則として調整池を設けて洪水調整をするよう指導しています。また、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づく特定事業に対し、排水調整施設を設置することで、流出抑制を図るよう指導しています。

<雨水貯留浸透施設の設置助成制度>

個人住宅や事業所に雨水貯留浸透施設を設置しようとする場合、設置費用の一部を助成することで雨水貯留浸透施設の普及を図っています。

(3) 防災・避難

岡崎市地域防災計画などに基づき、情報提供の促進や防災訓練など、防災体制の強化に取り組んでいます。

<避難・情報提供>

岡崎市水害対応ガイドブックや岡崎市防災ガイドブックの配布、防災緊急メールや防災ラジオへの災害情報の配信等の情報提供を行っています。

また、防災に関する出前講座や講習会を実施しています。

<防災体制>

水防法に基づき、消防支援隊が水防活動に取り組んでいます。

また、地域内でも的確に避難ができるよう身近な避難所・避難経路を確認する避難訓練や、避難に助けを要する方々を支援するため災害時避難行動要支援者支援制度を設けています。

2-3 国の豪雨対策の考え方

近年の気候変動による河川や下水道の能力を超える大雨の増加を踏まえ、国も施設整備だけに頼らず、避難や被害を軽減する対策を総合的に実施していく方針を示しています。

平成27年1月に国土交通省が公表した「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」では、最大クラスの大雨などに対して施設で守りきることは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的ではないことから、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応する必要があるとの考え方が示されています。

さらに、平成27年12月の国土交通省の社会資本整備審議会の答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」では、「洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える水防災意識社会を再構築する」ことが必要であるとしています。



・新たなステージに対応した防災・減災のあり方（H27.1 国土交通省）

↳ 『『比較的発生頻度の高い降雨等』は施設によって防御、それを超える降雨等は少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない』ことを目標

・新しい時代の下水道政策のあり方について（H27.2 国土交通省）

↳ 局地的集中豪雨の頻発化等に対する適応策等として、下水道施設の整備を進めるとともに、民間企業、住民等が一体となったハード、ソフト対策の効果的・効率的な対策を推進

・水災害分野における気候変動適応策のあり方について（中間とりまとめ） （H27.2 国土交通省）

↳ ステップ1（頻発的な外力）施設により災害の発生を防止
ステップ2（施設の能力を上回る外力）施策を総動員して、できる限り被害を軽減
ステップ3（施設の能力を大幅に上回る外力）
ソフト対策を重点に人命を優先。壊滅的被害の回避

・大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について （H27.12 社会資本整備審議会）

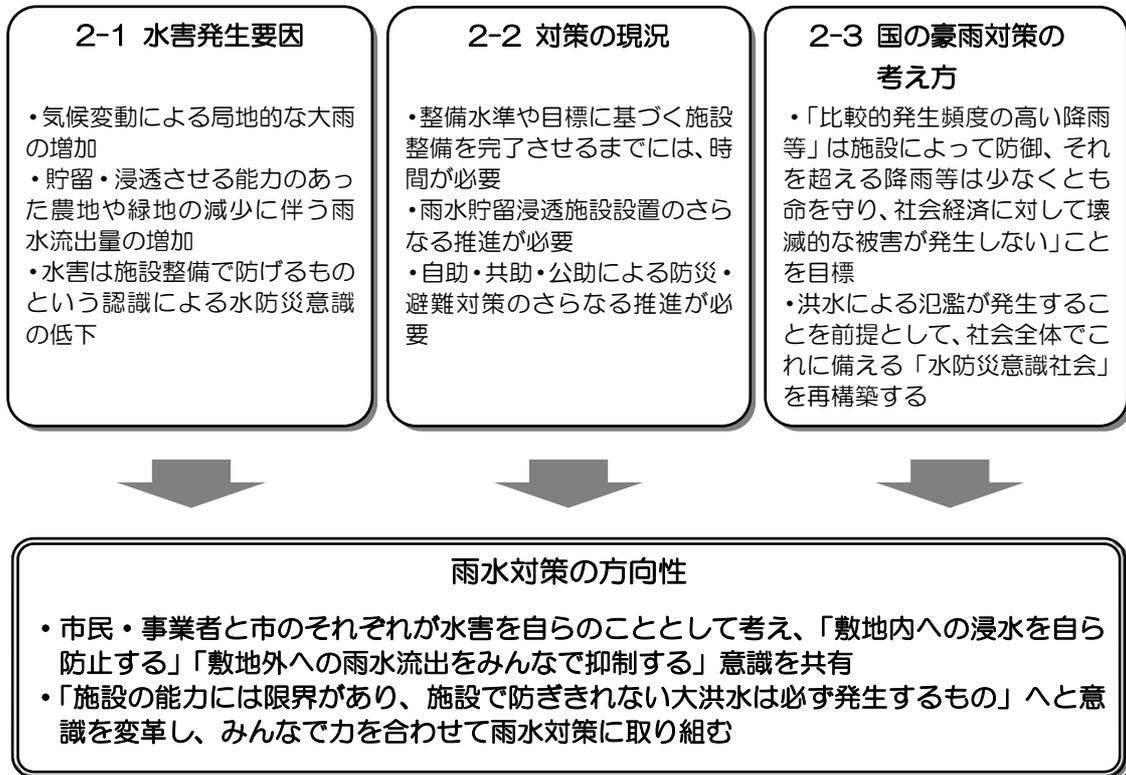
↳ 洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」を再構築する
「水害は施設整備によって発生を防止するもの」

意識の変革が
必要

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」

2-4 雨水対策の方向性

岡崎市の雨水対策の方向性は、水害発生要因、対策の現況及び国の豪雨対策の考え方を踏まえ、次のように設定します。



具体的には、一定規模までの降雨については従来どおり、河川・下水道の整備といった「ハード対策」で対応します。これを超える大雨に対しては従来の整備に加えて、減少している土地の貯留・浸透能力を復元させるための雨水貯留浸透施設の整備推進、どの程度の雨でどの地区がどれ程浸水するのかを示す水害リスクの見える化、自助による水害防止対策（住宅嵩上げ、止水板設置など）の推進、災害時の情報提供や地区単位の避難対策などの避難力の強化などのソフト対策を組み合わせるなど、市民・事業者と市が力を合わせて総合的な雨水対策に取り組むこととします。

第3章 基本理念と計画目標

3-1 基本理念

雨水対策の方向性を踏まえ、総合雨水対策計画の基本理念を次のように設定します。

『大雨から“いのち”と“くらし”を守る』

～ みんなで力を合わせ、水害に負けないまちをつくる ～

※本計画は、岡崎市全域における中小河川の越水・溢水及び内水氾濫による水害を対象とします。

（国が管理している矢作川の外水氾濫や、県が管理している中小河川における堤防決壊については本市の管理下にないため、本計画の対象外とします。）

3-2 計画目標

基本理念の実現に向け、次のように計画目標を定めます。

- 30年確率降雨から“くらし”を守る

30年確率降雨（時間最大雨量70mm程度）に対して、**床上浸水被害解消**

河川・下水道の整備（5年確率降雨対応） + 雨水流出の抑制 + 水害リスクの回避

- 「平成20年8月末豪雨」相当の降雨から“いのち”を守る

既往最大「平成20年8月末豪雨（時間最大雨量146.5mm）」相当の降雨に対して、**人的被害“ゼロ”**

河川・下水道の整備（5年確率降雨対応） + 雨水流出の抑制 + 水害リスクの回避 + 避難体制の強化

対象とした30年確率降雨は、県が管理する一級河川の伊賀川などが将来の整備目標にしているものです。膨大な時間がかかる河川整備を待つのではなく、本計画を実施することで、この降雨に対する安全度を先行して確保することを目指します。

また、本計画において最大クラスの大雨とする「8月末豪雨」相当の降雨に対しては、「少なくとも命を守る」ことを目指します。

第4章 基本施策

4-1 4つの柱

総合雨水対策計画では、「大雨から“いのち”と“くらし”を守る」ため「河川・下水道の整備」、「雨水流出の抑制」、「水害リスクの回避」、「避難体制の強化」の4つの基本施策を柱として掲げ、対策を進めます。

また、4つの基本施策を「市民・事業者」と「市」がそれぞれ果たすべき役割と責務を明確にし、相互に協力・連携することで浸水が悪化することを防止するとともに、被害の軽減・解消を図ります。

施策1 河川・下水道の整備

河川と下水道が連携し、整備効果の高い事業の優先的な実施や既存の河川管理施設、下水道施設の有効活用など効率的かつ効果的な整備に取り組みます。

施策2 雨水流出の抑制

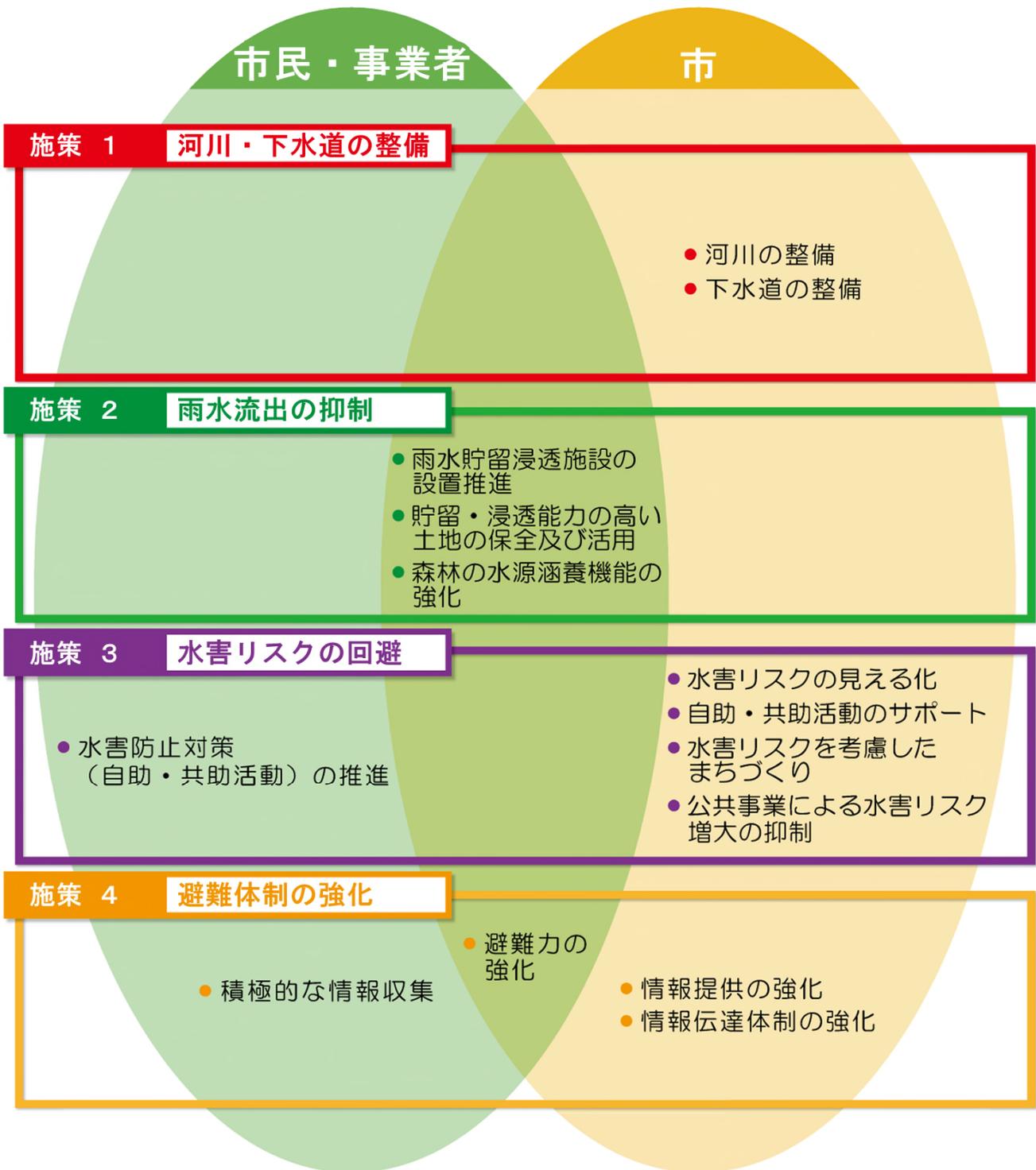
市内全域で、雨水の浸透、貯留などを可能な限り推進させ、河川や下水道などへの雨水流出の抑制に市民・事業者と市が力を合せて取り組みます。

施策3 水害リスクの回避

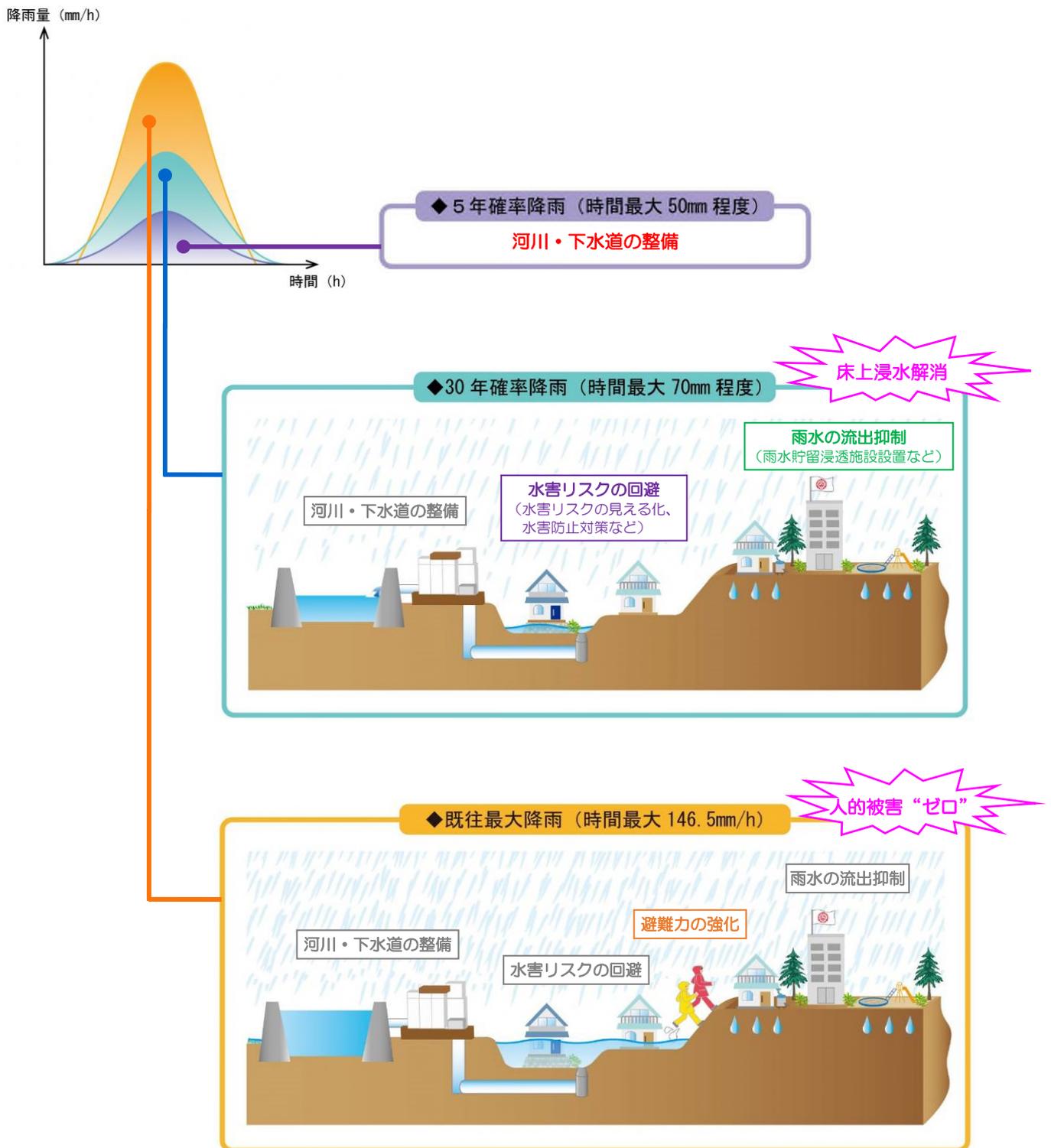
住宅・事業所への止水板の設置や建物床面の高さ制限および住宅嵩上げなどによる水害に対する安全性の向上や、浸水のリスクの低い土地への住宅・都市機能の誘導など、水害リスクの回避に取り組みます。

施策4 避難体制の強化

防災の基本となる「自助」、「共助」の考え方に基づき情報提供の強化や積極的な情報収集などを図り、水害のリスクに対する意識を高めることで主体的な避難体制の強化に取り組みます。



【図 12】 計画目標の達成に向けた基本施策イメージ



【図 13】 計画目標の達成に向けた基本施策イメージ

4-2 施策とプロジェクト

施策1 河川・下水道の整備

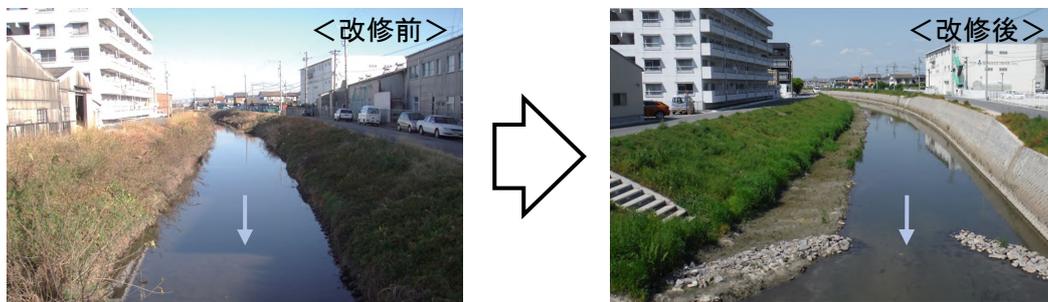
<目的>

河川や下水道など、雨水排水施設の強化・増強を計画的に行います。

<プロジェクト>

プロジェクト	概要	実施主体	
		市民・事業者	市
河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国および県への河川整備計画に基づく河道・遊水地整備や堤防強化の要望 ・市が管理する河川の整備 		○
下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業計画に基づいた雨水幹線や雨水ポンプ場の整備 		○

河川整備事業



河川改修（占部川）

下水道整備事業



雨水ポンプ場（針崎町）



雨水幹線（鴨田南幹線）

【図 14】 河川・下水道の整備のイメージ

施策2 雨水流出の抑制

<目的>

河川や下水道などの施設の負担を軽減させるため、また、浸水被害を最小限化するために市民・事業者と市が協力・連携して雨水流出の抑制を図ります。

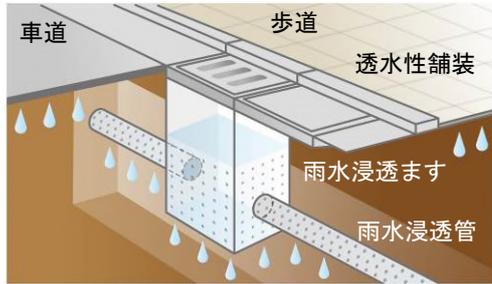
<プロジェクト>

プロジェクト	概要	実施主体	
		市民・事業者	市
雨水貯留浸透施設の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や学校、公園、庁舎などの公共施設への雨水貯留浸透施設の設置 ・市街地の多くを占める民間の住宅や事業所への雨水貯留浸透施設の設置 ・開発行為などにおける雨水貯留浸透施設設置の促進 	○	○
貯留・浸透能力の高い土地の保全及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・水田やため池の関連計画との連携による保全 ・水田やため池の雨水貯留機能の活用 ・公園などの緑地の保全 	○	○
森林の水源涵養機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な保育及び間伐の実施 ・下層植生や樹木の根を発達させる森林施業の実施 	○	○



【図 15】 住宅への雨水貯留浸透施設設置のイメージ

○道路（雨水浸透施設）



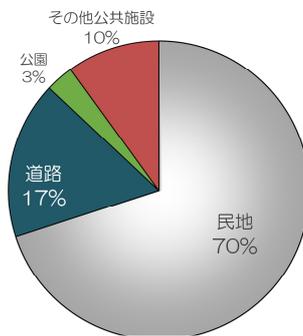
○公園など（雨水貯留浸透施設）



【図 16】 公共施設への雨水貯留浸透施設設置のイメージ



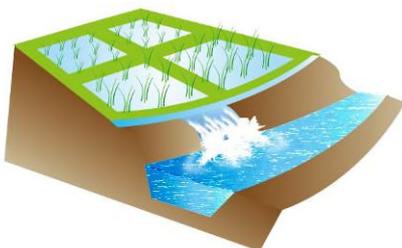
【図 17】 民間開発で設置された調整池（西藏前町）



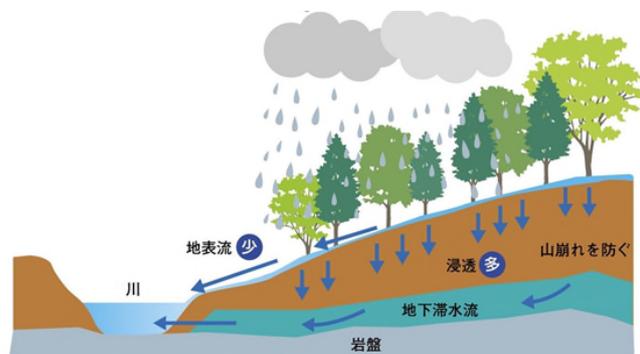
資料：都市計画基礎調査

【図 18】 市街地の土地利用

水田で水を溜める



【図 19】 水田の活用の強化



【図 20】 森林の水源涵養機能のイメージ

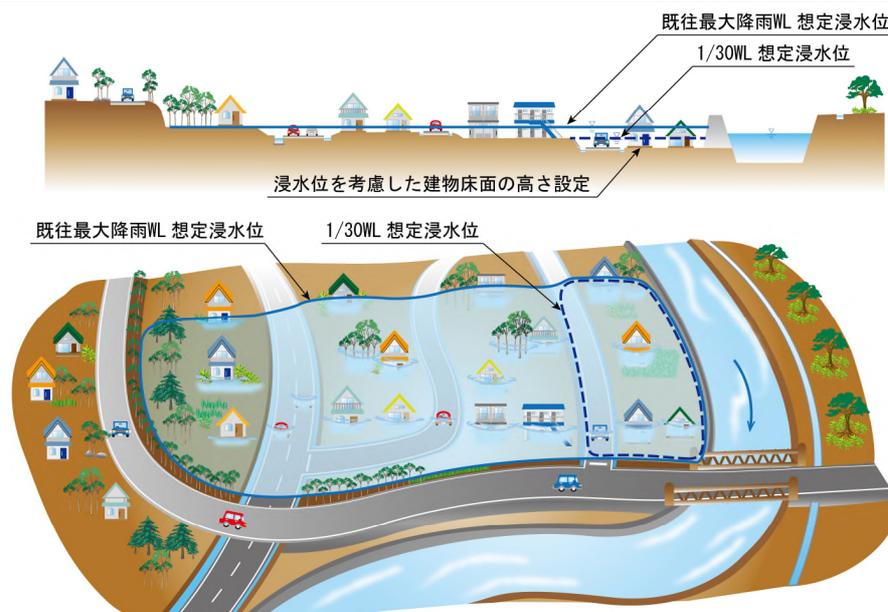
施策3 水害リスクの回避

<目的>

新たな水害を防ぐため水害リスクの周知を図り、浸水被害を受けにくい土地利用や住まい方を促進します。

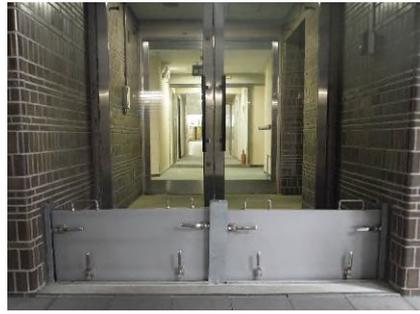
<プロジェクト>

プロジェクト	概要	実施主体	
		市民・事業者	市
水害リスクの見える化	<ul style="list-style-type: none"> ・水害のリスクが高い地区の公表と周知・啓発による浸水被害軽減への取り組みの促進 ・土地利用基本計画による浸水の対策が必要な地区の公表 ・積極的な情報収集 	○	○
水害防止対策(自助・共助活動)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・止水板の設置や建物床面の高さ制限および住宅嵩上げなどを行い、水害リスクを考慮した住まい方を実施 	○	○
水害リスクを考慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスクの低い土地への住宅・都市機能の誘導 		○
公共事業による水害リスク増大の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などの連続した盛土構造物などを設置する場合、水害リスクの増大を抑制できる制度の構築 		○

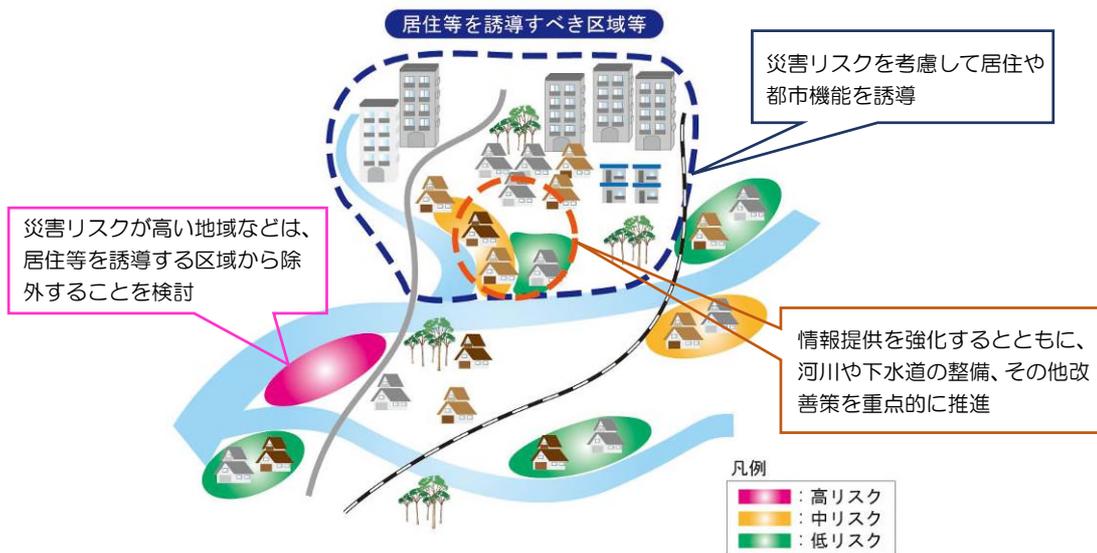


【図 21】 水害リスクの見える化のイメージ

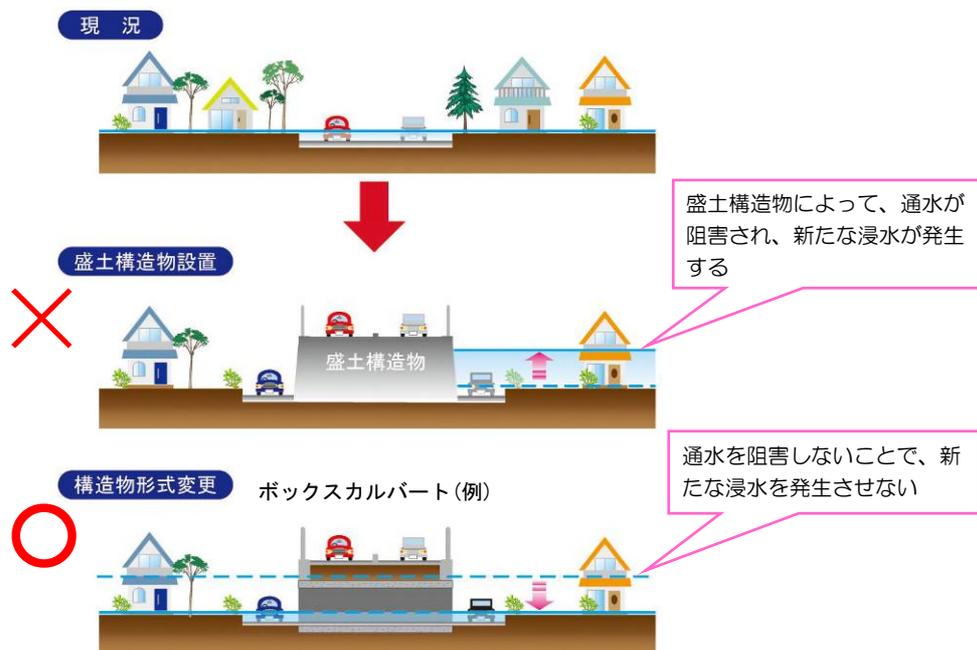
○止水板（例）



【図 22】 岡崎市役所・西庁舎入口



【図 23】 水害リスクを考慮した都市構造のイメージ



【図 24】 公共事業による水害リスク増大の抑制のイメージ

施策4 避難体制の強化

<目的>

情報提供及び収集、情報伝達体制の強化などを実施し、水害のリスクに対する意識を高め主体的な避難力の強化を図ります。

<プロジェクト>

プロジェクト	概要	実施主体	
		市民・事業者	市
情報提供の強化	・市街地への浸水実績標識の設置充実		○
情報伝達体制の強化	・浸水警報装置などの情報伝達設備の設置 ・情報収集の啓発		○
積極的な情報収集	・国、県、市が発信する情報を積極的に収集	○	
避難力の強化	・地区防災計画策定への支援 ・豪雨災害についての防災教育の教材やプログラムの充実	○	○

○情報提供の強化



○市内における情報伝達体制の強化（伊賀町）



○避難訓練による避難力の強化（六名地区）



【図 25】 市内における避難体制強化の様子

◆ 用語解説

【あ行】

・ いっきゅうかせん
一級河川

法令で指定された水系に係わる河川のうち、特に重要であるとして国土交通大臣が指定した河川。国土交通大臣と都道府県知事で管理を分担している。

・ いっすい
溢水

川などの水が堤防の無い所で溢れ出ること。

・ うすいかんせん
雨水幹線

下水道施設のうち、雨水を速やかに河川や雨水ポンプ場へ排水するための主要な排水路や管渠。

・ うすいしんとう
雨水浸透ます

地表に降った雨を地中に浸透させるために設置する雨水ます。宅地の雨水を側溝や水路へ速やかに流すことを目的に敷地内に設置する通常の「雨水ます」とは異なり、ますの底面や側面に開口または多くの穴を開けることで水を通しやすくし、雨水を地中へ浸み込ませる機能を持たせたもの。平成 28 年度現在では、設置にあたり市の予算の範囲内で設置費用の一部に対する助成制度がある。

・ うすいちよりゅうしんとうしせつ
雨水貯留浸透施設

雨水が集中的に水路や下水道、河川に流出することを防ぐため、地表に降った雨を一時的に貯めたり地中に浸み込ませたりするための施設。

・ うすいちよりゅう
雨水貯留タンク

雨水が集中的に水路や下水道、河川に流出することを防ぐため、一時的に雨水を貯留する目的で設置するタンク。平成 28 年度現在では、設置にあたり市の予算の範囲内で設置費用の一部に対する助成制度がある。

同様の効果で規模の大きなものとして調整池がある。

・ うすいバイパスかん
管

効率的に雨水を排水し浸水被害を軽減するために、既存の雨水排水系統に加えて設置する管渠。

・うすい雨水ポンプ場

河川が増水した際に、河川水位より低い土地では雨水の排水不良が発生するため、低地の雨水を強制的に河川へ排水するために建設されるポンプ施設。

・えっすい越水

川などの水が堤防を乗り越えて溢れ出ること。

・おおあめ大雨

災害が発生するおそれのある雨。

【か行】

・がいすいはんらん外水氾濫

川の水が堤防から溢れたり、河川堤防が崩れて浸水したりすること。

・かくりつこうう確率降雨

雨の大きさを「〇〇年に1回程度しか降らないほどの大雨」として表す用語。過去の降雨データを統計的に分析した結果に基づいて推定する。例えば、平均的に5年に1回の頻度でしか降らないと推定される大雨を「5年確率降雨」という。河川や下水道の計画で、その規模（施設の大きさ、排水能力など）を決定するときの対象降雨（＝計画降雨）として確率降雨を設定する。

・かそうしよくせい下層植生

林内に生える下草。

・きょうじょ共助

本計画では、市民・事業者と市が協力し合い水害対策を実施すること。

・きょくちてき おおあめ局地的な大雨

急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十ミリ程度の雨量をもたらす雨。

単独の積乱雲が発達することによって起き、大雨や洪水の注意報・警報が発表される気象状態でなくても急な強い雨のため水路や下水道、河川が短時間に増水するなど、急激な状況変化により重大な事故を引き起こすことがある。

- ・^{げすいどうしせつ}下水道施設

下水道は、公共水域の水質保全を目的とする汚水処理の他に都市に降った雨を速やかに河川へ排水する使命を負っている。本計画では、主に雨水対策を目的とする管渠や雨水ポンプ場、河川への負担を軽減するために内水を一時的に貯める貯留施設のこと。

- ・^{こうう}豪雨

著しい災害が発生した場合、被害をもたらした大雨に「豪雨」という用語を用いて命名することがある。既に起こった事象に限定して使われる点で「大雨」と区別して使用される。

- ・^{こうじょ}公助

本計画では、市が果たすべき責務として河川・下水道の整備や、水害リスクを考慮したまちづくり、情報提供の強化などの水害対策を行うこと。

- ・^{けいけん}これまでに経験したことの^{おおあめ}ないような大雨

2012年7月12日に気象庁予報部が発表した「記録的な大雨に関する情報」の中で使われた表現。気象台が非常に危機感を抱いている状況であることを伝えるもの。

台風などの大雨により河川の氾濫や土砂崩れなどの災害のおそれが強まった際、住民にいっそうの警戒をよびかけるために使われる表現。「これまでに経験したことのないような大雨になる」といった形で使う。「数十年に一度の大雨」ともいい、同時に「ただちに命を守る行動をとってください」という呼びかけも行われる。

【さ行】

- ・^{じじょ}自助

本計画では、市民や事業者が自主的に浸水被害を回避・軽減する対策を実施すること。

- ・^{しすいばん}止水板

地下施設や建物へ雨水が流入するのを防ぐために、出入口などに設置するもの。

- ・^{じゅうたくかさあ}住宅嵩上げ

浸水の危険のある地域において、建物が浸水しないように地盤高を上げることや浸水位より高い位置に床面を設けるなどの浸水対策のこと。

- ・ じゅんようかせん 準用河川

河川管理上、河川法の一部を当てはめる必要があるとして市町村長が指定した河川。市町村長が管理を行っている。

- ・ じんてきひがい 人的被害

本計画では、大雨による水害により市民の方々の人命が失われること。

- ・ しんとう 浸透

本計画では、雨水が地中にしみ込む現象のこと。

- ・ しんりんせぎょう 森林施業

森林を育てるために行う間伐や枝打ちなどの作業のこと。

- ・ すいがい 水害

本計画では、河川の氾濫（外水氾濫）や河川堤防の内側（人が住んでいる場所）の排水不良によって生じた浸水（内水氾濫）、及びそれらの複合で発生する災害のこと。

- ・ すいげんかんようきのう 水源涵養機能

森林に降った雨水が河川等へ急激に流出することを抑える「洪水緩和」、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする「水資源貯留」、また雨水が森林土壌を通過することによる「水質浄化」など、森林のもつ機能の総称。

- ・ せいびすいじゆん 整備水準

河川や下水道施設を設計する際に目標として設定する排水能力の大きさを表す用語。確率降雨で表現されることが多い。

- ・ そうごうけいかく 総合計画

地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。本市が実現をめざす将来都市像（「人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎」）を「基本構想」（12年計画）に掲げ、それに基づく具体的な施策や今後の行政運営の方向性などを「基本計画」（6年計画）および「実施計画」（3年計画）の中で策定している。

- ・ソフト対策^{ないさく}

本計画では、施設整備によらない浸水対策全般のこと。市が行うHPでの雨量情報、河川や道路の水位情報、雨水ポンプ場の稼働状況、監視カメラ画像の提供やメール配信、浸水警報装置の設置、土のう倉庫の設置などのほか町内会が行う避難訓練や避難マップ作成支援、市民・事業者と市が行う雨水貯留浸透施設設置など。

【た行】

- ・地域防災計画^{ちいきぼうさいけいかく}

地方公共団体が災害対策基本法に基づいて定めている、災害発生時の応急対策や復旧などの災害に係わる事務・業務に関する計画。本市においては、国の防災基本計画に基づいて、本市の実情に即した計画を岡崎市防災会議が作成している。

- ・地区防災計画^{ちくぼうさいけいかく}

平成 25 年の災害対策基本法の改正により新たに追加された制度で、一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画。地区内の住民などが自ら作成することで地域コミュニティにおける共助による防災活動が強化される。

- ・中小河川^{ちゅうしょうかせん}

本計画では、矢作川を除く一級河川（乙川や伊賀川、占部川など）および準用河川をはじめとするその他の河川のこと。

- ・調整池^{ちようせいち}

雨水が集中的に水路や下水道、河川に流出することを防ぐため一時的に雨水を貯留する目的で設置する池。コンクリート製やプラスチック製など多様な形態がある。雨水貯留タンクの規模を大きくしたもの。

- ・貯留^{ちよりゅう}

本計画では、水路や下水道、河川に排水される前の雨水を一時的に滞留させること。

- ・都市計画マスタープラン^{としけいかく}

本市が目指すべき 10 年～20 年後の都市の姿や具体的な方向性を示した都市計画の基本的な方針。原則として、本マスタープランに基づいて様々な施策が行われている。

【な行】・ ないすいはんらん
内水氾濫

河川堤防の内側（人が住んでいる場所）で排水が困難になって、建物や土地、道路が浸水すること。

【は行】・ たいさく
ハード対策

本計画では、中小河川や水路、雨水管や雨水ポンプ場などの下水道施設を整備する浸水対策のこと。

【ら行】・ りっちてきせいかけいかく
立地適正化計画

人口減少社会の到来に備えて、市街地を拡大させるというこれまでの考え方から市街地をコンパクトにする考え方へ転換を図る目的で策定される都市計画マスタープランの一部としての計画。人々の住む場所や店舗など、生活に必要な施設などの立地場所をよりコンパクトな形へとゆるやかに誘導する区域やそのための方策を示す計画。

・ りゅうしゅつよくせい
流出抑制

本計画では、雨水を一時的に貯めたり地中にしみ込ませたりすることで短時間に雨水が水路や下水道、河川へ流出しにくくすること。

岡崎市総合雨水対策計画

岡崎市土木建設部河川課

電話番号 : 0564-23-6899

FAX番号 : 0564-23-6532

Eメール : kasen@city.okazaki.lg.jp

